

京都市上下水道局告示第51号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成29年2月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市山科区西野山桜ノ馬場町12番地の4

株式会社本田設備

代表取締役 山形 典正

2 変更事項

(代表者の変更)

本田 博志から山形 典正に変更

(上下水道局下水道部管理課)